

出席停止の取り扱いについて

台東区立上野小学校
校長 田中 康雄

学校保健安全法施行規則の定める疾病（裏面参照）にかかった場合、出席停止になります。医師の許可が出るまでは登校できません。定めるとおりの期間、十分に休養させてください。出席停止措置の期間は欠席扱いにはなりません。

かかった可能性がある場合や診断された場合は、必ず学校に御連絡をお願いします。
治癒証明書（別紙）、又は出席停止解除願（以下）をお渡ししますので、登校の際に必ず、医師の診断を受け、登校の許可を得て、お子様に持たせてください。

く区指定の治癒証明書に**医師**が記入するもの

台東区内の医師会に加入している医療機関で無料にて記入していただけます。

麻疹、風疹、水痘、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、手足口病、伝染性膿痂疹（とびひ）百日咳、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎（おたふく）、腸管出血性大腸菌、咽頭結膜熱流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

く以下の出席停止解除願に**保護者**が記入するもの

インフルエンザ、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、新型コロナウイルス感染症

（病状によっては、医師の証明書を提出していただく場合があります。）

※その他の感染症については、問い合わせください。

（令和6年度作成）

記

..... き り と り せ ん

出席停止解除願

台東区立上野小学校長殿

年 組 児童名

主治医より登校許可がでましたので、出席停止の解除をお願いします。

1、出席停止期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

☒を付けてください。

2、疾病名

☐インフルエンザ（ ）型 ☐感染性胃腸炎（含疑い）
☐新型コロナウイルス感染症

↓ インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合、以下も御記入ください。

①発熱した日（ 月 日） ②熱が下がった日（ 月 日）

3、受診医療機関

医療機関名

住 所

電話番号

令和 年 月 日

保護者名

印

学校保健安全法施行規則

分類	感染症の種類	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリヤ・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、伝染性膿痂疹（とびひ）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など